

◎新潟県告示第261号

新潟県知事印のうち漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく登録、船籍及び許可関係文書に使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 使用範囲 漁船法第4条第1項及び第2項の規定による許可証、漁船法第10条第1項による登録票、漁船法第17条第3項による変更登録票、漁船法第21条による登録の謄本
- 2 使用開始年月日
平成25年4月1日
- 3 印影

